

代理申立についての話し合い結果

日 時：2016年6月9日 14時～15時半

テーマ：代理申立について

出席者：横浜家庭裁判所 後見開始係 ○○事務官 後見係 ○○主任書記官
よこはま成年後見つばさ 理事長 須田幸隆 副理事長 篠崎美代子 熊谷美江子
ホームレス支援施設 K職員

家 裁 本日は話しを聞くのみで、正式書類は受け取れない。また、答えはできない
文書のタイトルが上申書だが、事件とならないと上申書にならない。

つばさ 話し合いの趣旨は理解しています。このような場を設けていただきありがとうございます。
ございます。

まず、法人後見に取り組んでいる NPO つばさの受任状況です。

延べ 38 件中、高齢の認知症と障がい者が半分ずつ、区長申立も半分、生活保護受給者が 40%、5 年やってきた中で、申立支援が大事と実感した。

代理申立ができないかと上申書と申立書を持参した。

具体的には、ホームレス支援施設に入所中の I・K さん。認知症が進み、診断書では保佐相当です。GH 入所に後見人等が必要な状態で、申立について M 区役所に相談したところ、本人申立が可能ということで断られた。区長申立以外は申立費用の助成支援はありません。手持ち金は 5,000 円余りで、申立費用も工面できない。

つばさは、寄付金を基に法人内につばさ基金を設置、独自に貸付・給付可能だが、本人申立の意思を真に実現するために代理申立を許可してもらいた。

代理申立の書式については、品川社協のものを参考にした。3 月末の県社協主催の研修に品川社協の成年後見センター所長を招き、取り組みの講演があり、横浜市社協も一緒に学んだ。

I・K さんに代理人許可申請書を書いてもらい、つばさと契約書を交わし、委任状をもらった。上申書の内容は以上です。

現場ではこれは氷山の一角です。

さらに申立段階の現状と課題について資料 1・2・3 を使って普遍的に説明した。

つばさ 代理申立が必要な人の現状と課題

支援に時間をかけられない。法テラスの利用については、I・K さんの場合はたらい回しになってしまう。ワンストップで相談から申立支援、制度利用につなげたい。また、これから支援が始まる母子家庭で子供に障がいがあり、母が申立を

するが、生活保護を受給中であり、申立費用は生活保護法にその仕組みはなく、その負担は困難です。

今回と同様につばさが取り組むことになる想定しています。

こういう事例がいくつかあります。

家 裁 Q8 なぜ区長申立が進展しないのか

つばさ 長年放置されているケースもあります。

理由

①区職員は多忙 ②申立事務に不慣れ ③所管が違う（近年、生活保護担当と高齢・障害担当間にルールできたので、多少改善された） ④自分の業務を増やしたくないなどが考えられます。つばさでやってきて初めてわかったことです。

家 裁 Q12 なぜ法テラスを使わないのか

K 法テラスの相談は1回30分と時間制限があり、その時間内には相談できない。

つばさ 初期相談を受けたところがワンストップで完結するのが理想です。

家 裁 Q1 本人の契約は有効か

つばさ 本人には何度も丁寧に説明をしたので、理解できたものと思っています。

K ご本人とは、コミュニケーションは取れます。

家 裁 つばさ基金の給付、貸し付けは代理申立でないと対象にならないのか。

つばさ 放置はできないので、本人申立でも利用してもらいます。本人申立と言っても実質的には、申立支援が必要です。既に、関係性ができているので、代理人としての地位で申立支援を行いたい。

家 裁 氷山の一角とはどれくらいか

つばさ つばさの受任件数は年10件程度です。代理申立は、資料3の下に書いてあるように①とか②に限定しているのです。年数件です。

代理申立の対象

(1) 本人申立

①後見等申立代理契約締結が可能であること

②生活保護受給者か若しくは横浜市成年後見制度利用支援事業（一人世帯の場合 所得要件 年間150万円以下 資産要件 350万円以下）の対象者であること

(2) 親族申立

①後見等申立代理契約締結が可能であること

②資力が乏しいか若しくは、遠方等で申立書類作成が困難な場合

家 裁 つばさ以外の候補者の場合は、申立支援はやらないのか？

つばさ 私たちはが、3~4年関わっている触法行為のある軽い知的障害の青年がいます。今、施設職員から申立支援の相談を受けています。弁護士が候補者となる予定ですが、申立については本人意思の尊重から本人申立させたいので、無償の申立支援をして欲しいとの依頼です。今後その弁護士と相談予定です。

家 裁 Q13 本人申立こそ、意思の尊重の究極の形ではないか。つばさは裏方としては

なく、表に立ちたいとみられてしまう。代理申立は本人の意思を無視してしまうのではないか。

つばさ これまでは、申立後方支援として控えめにやってきました。しかし、本人の意思尊重として放置しておくより、代理申立こそ理に適っており、実質的に本人の意思を実現することになるのではないか。

- ・本来は、行政が幅広くやらなければならないのではないか。
- ・知的障がい者の場合で、3年掛けて、本人申立てを支援した例もあります。
- ・認知症の場合は、施設入所など緊急対応を迫られることが多く、代理申立てで見人を早く付ける必要があります。
- ・家事事件手続法 22 条のただし書きは例外であるが、切り拓くべきではないか。
- ・無償の申立支援はなぜできているのかというと、職業後見人ではないからです。ボランティア精神だからできます。その意味では、市民後見人と同じです。しかし、経験と専門性には長けています。

家 裁 市社協との協議会で東京家裁と品川社協の試みの話があり、市社協から代理申立をしたいという話があった。ペンディングになっています。

つばさが先陣を切ることになるが、どこの NPO も考えているのか。
他の NPO は申立支援をやっているのか。

つばさ 他の NPO では十分にはやっていないと思います。

つばさは生活相談のプロ集団です。

家 裁 一つの NPO に許可をすると全国に与える影響が大きい。しかも横浜家裁は全国でも影響力は大きい

社協（あんしんセンター）では申立支援はやっているのか。

つばさ 社協も十分な申立支援は行っていない。県下で法人後見をやっている NPO は 10 団体あります。大体は特定の施設の関係でそこの方を対象としている。他の NPO には弁護士がいるところが多い。弁護士が代理申立しているのではないか。

家 裁 Q6 会員のうち申立支援専門員は何名ですか

つばさ 7名です。申立支援の4つの壁を何とかしなくてはということで、養成研修と実際に行った会員を申立支援専門員として法人が認証している。

家 裁 ボランティアでバックアップしていることは伝わってくる。つばさは素晴らしい。

家 裁 他の団体への影響はどうか

つばさ 申立支援をやっている団体はないので影響はないだろう。

つばさは、今後法人後見を目指す団体を支援・協力していく。

家 裁 裁判所は手続きがあって初めて判断する

代理できない人がいきなり申立すると・・・

東京家裁と品川社協は打ち合わせがあったのではないか

つばさ 10年位前に、品川区と社協とで区長申立の権限を品川社協に付与するよう内閣府に特区申請しました。その結果、東京家裁と品川社協が話し合い、弁護士法との関係で、無償の代理申請が許可されたと聞いています。

家 裁 影響が大きい。

いきなり出されても、代理権あるのか、
許可申請しても許可にならない時はどうするか
事件と一緒に許可を申立てるのだから、許可を前提に出す
不許可が出たら、この内容は無しとなる
裁判官は悩む

社協もやっていないことに許可を出すのは、社会的影響が大である

- ① チャレンジしてみたいのか。
- ② 本当に代理申立を浸透させたいのならば、社協という大きな立場で必要性を
考えてもらっては。
- ③ 横浜家裁は考えていない。

しかし、出されたものは受け取る。拒否はできない。

現実的には、どんな感触なのか、出来るのか。迷っているのか。

つばさ 柔軟な発想をします。話し合いをしなければ私たちの意思が伝わらない。

家裁 家裁はまだ積極的に進めることまでは考えていない 裁判官、書記官もこの判断
は想定していない。許可しないとすると、取り下げか、取り下げには裁判官の許
可が必要。

却下となるか。個々の裁判官の判断となる

正直にいうと、普通にやってもらいたい。ただ、社会的に考えるとはさまの人の
サポートも必要。

協議会でも話しは出たが、そのままになっている

つばさとして出しどきか、裁判官の感触を見るか。

つばさ 社協とは会合では一緒になることもあるがこの問題では、関係ない。こういう
席を設けていただいたのはすごいこと。こうやって現場の実際を伝えられた。
ぜひ裁判官にも知ってもらいたい。

I・Kさんの件は、これ以上長引かせるわけにはいかない。本人申立にします
機が熟せば、また同じように代理申立の相談をさせていただきます。

家裁 今日の話は裁判官まで上げる。

社協とは関係ないかもしれないが、大きなところが認められれば、追い風となる
であろう。

退職後も皆さんはこのように関わっているのですね。

つばさ 私が成年後見制度の本で、最初に読んだ本が大門所長の書かれた本です。

家裁 「新しい成年後見制度」ですね。

この後、I・Kさんの申立書類と申立予約を〇〇調査官が直接受け付けてくれました。

完